

対象品目:全品目

規範項目

31

農薬の使用等に関する記録と保管

規範の必要性や背景

* 「農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令」に基づき、農薬の使用者は、使用の都度、農薬の使用日や場所、対象作物等を帳簿に記載するよう努めなければなりません。農薬の使用に関する記録は、万が一の事故が起きた場合、履歴の確認に役立つほか、基準違反の防止にも効果があります。また、作物保護管理計画[規範項目4(14ページ)参照]を検討する際の貴重なデータとなります。

取組事項

○農薬の使用の都度、使用内容が分かる記録(農薬使用簿)を作成し、保存する。使用簿には以下の内容を記録する。

- ①農薬を使用した年月日
- ②農薬を使用した場所
- ③農薬を使用した作物
- ④使用した農薬の種類又は名称
- ⑤使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- ⑥有効成分及び有効成分の総使用回数

○農薬の使用回数超過を防ぐため、農薬を使用する際には、農薬のラベルと併せて、農薬使用簿を必ず確認する。また、農作物を収穫・出荷する際には、農薬使用後の経過日数が適正であるか十分に確認する。

解説

●農薬の使用内容を記録し、整理・確認し保存する

※農薬の総使用回数超過と使用時期に違反しないよう、必ず生産履歴を確認しましょう。

農薬を使用する際には、農薬のラベルと併せて、農薬使用簿を必ず確認しましょう。また、農作物を収穫・出荷する際には、農薬使用後の経過日数が適正であるかしっかり確認しましょう。

●農薬の出し入れが分かる管理台帳を作成する

登録失効や有効期限の切れた農薬は、適正な処分が求められ、費用が発生します。余分な農薬を在庫として抱えないためにも、在庫管理を行いましょう[規範項目8(22ページ)参照]。

●農薬使用簿の記載例

作物名：
ほ場番号：
播種日：
定植日：
収穫開始日：

* 農薬名が異なっても、同じ有効成分を含む農薬があります。
防除日誌を記録するときに、有効成分の使用回数を記入するなどして、同じ成分を含む農薬の使用回数が、成分の総使用回数を超えないように注意しましょう。

使用した資材							使用状況						備考
区分	使用基準						1	2	3	4	5	6	
殺虫・殺菌・除草・その他	薬剤名	使用濃度または使用量	使用時期	有効成分	剤の使用回数	成分の総使用回数	月日・成分の使用回数	月日・成分の使用回数	月日・成分の使用回数	月日・成分の使用回数	月日・成分の使用回数	月日・成分の使用回数	
購入時の種苗消毒	X水和剤	種子粉衣		xx	5回以内	5回以内	①						
	Y乳剤	2000倍		yy	3回以内	3回以内	8/26 ①						
虫	Z粒剤	800g/10a (1g/株)	定植時	zz	1回以内	4回以内	9/20 ①	/	/	/	/	/	
菌	A水和剤	1000倍	収穫前日まで	aa	3回以内	3回以内	10/15 ①	11/17 ②	/	/	/	/	
虫	B乳剤	1000倍	収穫前日前まで	bb	4回以内	4回以内	10/20 ①	11/10 ③	/	/	/	/	
虫	Cフロアブル	2000倍	収穫前日まで	cc	5回以内	5回以内	10/27 ①	12/1 ④	12/15 ⑤	/	/	/	
虫	D水和剤	2000倍	収穫14日前まで	bb cc	4回以内 5回以内	4回以内 5回以内	11/3 ② ②	11/24 ④ ③	/	/	/	/	
菌	Y乳剤	2000倍	収穫前日まで	yy	3回以内	3回以内	12/8 ②	/	/	/	/	/	
							/	/	/	/	/		
							/	/	/	/	/		

◆参考情報

- 生産履歴記帳モデルシート（茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室HP）
http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/gap_files/seisanrireki/boujyonissi.pdf

◆関連法令等

- 農薬を使用するものが遵守すべき規準を定める省令（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyho/hozen_type/h_kihan/